

# 自転車安全月間



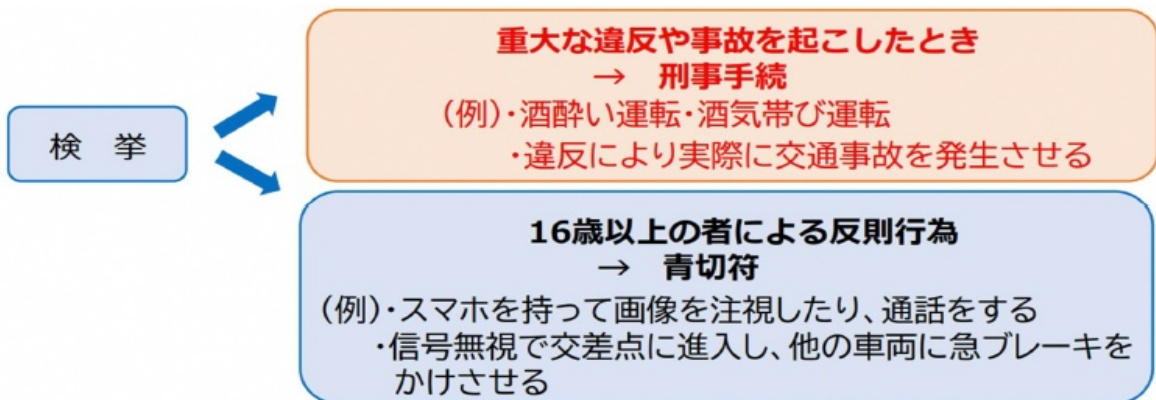
実施期間：5月1日（金）から31日（日）まで



自転車は被害者にも加害者にもなり得る「**車両**」です！  
安全に利用するために交通ルールを守りましょう！

## 16歳以上の自転車利用者に対する交通反則通告制度 （通称：青切符）の開始

近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しく、また、その原因として自転車側の法令違反が認められる場合が多い状況にあることから、自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする改正道路交通法が、令和8年4月1日から施行されています。



警察庁交通局「自転車ルールブック」より抜粋

## あなたを守る自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

**自転車を安全に利用するため、自転車の交通事故に**

**対応した保険等の加入をお願いします。**